

松ヶ丘緑自治会館利用案内

松ヶ丘緑自治会館（以下「会館」という。）を利用にあたっては、原則として当自治会の会員及びその家族、並びに会員が主体となって構成する会又はグループ等を優先的に使用出来ることとし、その他の非会員等は、会員等の利用のない日時に利用できるものとします。

利用するにあたっては、下記の事項を守っていただきます。

記

1. 利用申込について（一回のみの使用の場合）

- (1) 使用する日の1年前から利用希望日の前日まで受付いたします。
- (2) 松ヶ丘緑自治会のHP内「会員の皆様へ」にある「自治会館利用申請書」をダウンロードいただき、必要事項を記入ください。
- (3) 申請書を添付して自治会代表メールアドレス宛にメールで申し込んでください。申請書のダウンロードができない方、メールを送信する環境のない方は自治会代表電話に直接ご連絡ください。
 - 代表メールアドレス：jichikai@midorijichikai.com
 - 代表電話番号：070-4370-0234
- (4) 申し込み受領後、使用可能であることを確認の上、ご連絡いたします。
- (5) 会館の鍵、使用料金、自治会館利用申請書の受け渡しは原則毎月第二、第四日曜日の10～12時に松ヶ丘緑自治会館で行います。

2. 利用申込について（定期的な使用の場合）

- (1) 松ヶ丘緑自治会から年度末に来年度の予定と鍵の管理者の調査をご依頼します。
- (2) 使用料金は4月の第二又は第四日曜日に1年分まとめてお支払い願います。開催回数が増えた場合は後日返金させていただきます。

3. 会館の使用時間について

- (1) 会館を使用できる時間は、9時から21時までです。近隣のご迷惑になりますので21時には退館願います。
- (3) 使用時間の単位は、①午前（9時～12時）、②午後（13時～17時）、③夜間（18時～21時）の3区分とし、これらを連続して使用することも出来ることとします。

4. 使用料金について（令和5年4月1日からの料金になります）

時間別及び会員・非会員の使用料金（冷暖房費用含みます）は下表のとおりとします。

区 分	一般利用	緑自治会関連会合 緑こども会・緑寿会
午前（9時～12時）	800円	無料
午後（13時～17時）	800円	無料
夜間（18時～21時）	800円	無料

※午前と午後の連続及び午後と夜間の連続は1,600円、終日＜1日全部＞は2,400円 になります。

5. 使用上の制限などについて

自治会の運営上または公共的行事等で緊急に会館を使用する事由が発生した場合は、これを優先し、申込んである予約を制限または取消してもらうことがあります。また、営利活動、政治活動および宗教活動を目的とする利用はできません。

6. 禁止事項について

- (1) 備え付けてある設備以外の火気を使用しないでください。
- (2) 風紀、秩序を乱しまたは他人に迷惑を及ぼすような行為（異常な騒音等）は行わないでください。
- (3) 壁、柱、窓、ドア等に貼り紙や釘類を使用しないでください。
- (4) 会館内に危険物、動物等を持ち込まないでください。
- (5) 会館の維持管理上支障をきたすような行為をしないでください。
- (6) 館内は禁煙です。
- (7) 近隣との協議により開けられない窓があります。窓を開ける場合は窓に貼付されている注意事項に従ってください。

7. 損害賠償について

使用者が、故意又は重大な過失により建物、付属設備器具、備品等を汚損、棄損又は滅失した場合は、その復元等に要する実費を弁償していただきます。

8. 使用後の清掃、戸締り等について

使用後は、備品等の片付け、清掃（床、テーブル、トイレ等）をお願いします。会館利用者または利用団体の個別の飲料、器、発生したゴミ等は、必ず持ち帰りください。また、火気、照明、エアコン、戸締り等を必ず点検・処置し、異常の無いことを確認してください。尚、内外の玄関灯は人感センサーになっていますのでスイッチを切らないでください。

9. 使用申し込み予約の取消について

都合により一旦申込んだ予約を取消される場合は、自治会代表メールアドレスまたは自治会代表電話に連絡をお願いいたします。

以上